

諮問番号：令和2年度諮問第31号

答申番号：令和2年度答申第34号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次の理由により、原処分（生活保護変更処分）が違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 入院期間中も自宅の電気、水道、ガス及び電話の使用料金がかかるところ、変更後の保護費の額では当該使用料金の支払いができず、生活費が不足すること。

(2) 入院中に、衣服のクリーニング代として4,770円、病院から提供される給食以外の飲食代として約6万円及びテレビ視聴のためのカード代として約3万円の支出があったため、変更後の保護費の額では生活費が不足すること。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づいて適正に行われており、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法並びに「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、入院期間中も自宅の電気、水道、ガス及び電話の使用料金がかかるところ、変更後の保護費の額では当該使用料金の支払いができず、生活費が不足すること等から、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定方法は、法の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護基準により定められているところ、本件において、処分庁は、請求人の入院期間が1か月以上であり、入院後6か月以内に退院できる見込みであることを確認の上、保護基準等により、入院患者日用品費（以下「日用品費」

という。)を算定し、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内で入院後も引き続き住宅費を認定したことが認められる。また、保護の処理基準において、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされているところ、処分庁は、保護費の変更により生じた過支給額を6回に分割した額を収入充当額としたことが認められる。

したがって、原処分は、保護基準等に基づき適正に算定された最低生活費の額から適正な収入認定に基づく収入充当額を差し引いた額を請求人の保護費とするものであり、違法又は不当な点は認められない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年12月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするとされている(法第1条)。保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ(法第8条第1項)、当該基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている(同条第2項)。また、保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとされている(法第9条)。

法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた保護基準によれば、最低生活費は、「一般生活費」、「教育費」、「住宅費」、「医療費」、「介護費」、「出産費」、「生業費、技能修得費及び就職支度費」及び「葬祭費」とされており、このうち「一般生活費」は、基準生活費、加算、日用品費等とされ、病院に1か月以上入院する者については、日用品費を算定することとされている。住宅費は、家賃、間代、地代等については、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とするとされ、請求人の居住する市については、世帯人員

が1人の場合は月額3万6,000円とされている。

また、保護の変更に係る事務は同法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、病院において給食を受ける入院患者については、日用品費が計上される期間に限り、基準生活費は算定しないこととされ、単身の者が入院期間中も従来どおり住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院後6か月以内に退院できる見込みのある場合に限り、入院後6か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないとされている。また、保護費の遡及変更について、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされており、当該返納額を収入充当額として計上する場合は、事情に応じて1回又は数回に分割して計上するべきであるとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、請求人の入院期間が1か月以上であり、入院後6か月以内に退院できる見込みであることを確認したことから、日用品費を2万3,110円と、住宅費を3万5,000円とそれぞれ認定した上で、これらの合計額5万8,110円を最低生活費としており、当該算定は、保護基準等に基づいて適正に行われている。また、処分庁は、保護費の変更により生じた過支給額6万1,290円を6回に分割した額を収入として認定しており、当該認定は、保護の処理基準に基づいて適正に行われている。よって、原処分は、保護基準等に基づき適正に算定された最低生活費の額から適正な収入認定に基づく収入充当額を差し引いた額を請求人の保護費とするものであり、違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、入院期間中も自宅の電気、水道、ガス及び電話の使用料がかかるところ、変更後の保護費の額では当該使用料金の支払いができず、生活費が不足することから、原処分が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

しかしながら、病院において給食を受ける入院患者については、日用品費が計上される期間に限り、基準生活費を算定しないこととされているが、これは、最低限度の生活の保障という法の目的等に鑑みると、入院期間中に病院から食事が提供され、自宅で生活する実態がないのであれば、自宅での生活を前提とした個人の飲食物費や世帯の光熱費等を最低生活費に計上する必要がないためであると考えられ、かかる処理基準には、一定の合理性が認められる。そして、保護基準等に基づき保護費は適正に算定されていることから、原処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人は、入院中に、衣服のクリーニング代、病院から提供される給

食以外の飲食代及びテレビ視聴のためのカード代の支出があり、変更後の保護費の額では生活費が不足することから、原処分が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

しかしながら、日用品費は、前記の法の目的等に鑑みると、入院中に要する日常生活必需品について、病院から支給されるもののみでは不足を来す場合に、最小限度でこれを購入するための費用と解するのが相当であり、入院期間中のクリーニング代等の費用は、日用品費の範囲内で支出すべきものである。そして、日用品費についても適正に算定されているから、原処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子